

市川駅南公園内における保育園設置・運営事業者募集に関する質疑及び回答

No.	質疑事項	質疑	回答
1	計画地の概要	保育園の階数について	都市計画法(昭和43年法律第100号)第54条第3号イの規定より、階数については、2階以下で地階を有しないこと。(半地下も不可)
2		保育園の構造について	都市計画法(昭和43年法律第100号)第54条第3号ロの規定より、主要構造部(建築基準法第二条第5号に定める主要構造部をいう。)が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。(鉄筋コンクリートは不可)
3	運営・整備等に関する事項	市川市子ども発達センター側との境界に設置してあるフェンスの一部利用について ※食材搬入や事業系ゴミ搬出の出入口として、現在 子ども発達センター側との境界に設置してあるフェンス(時計付き外灯付近)を一部撤去もしくは開閉式にすることは可能か。	子ども発達センター(以下センター)側の保育園敷地の境界付近にあるフェンス及び防球ネットの取扱いについては、具体的な場所や方法、センター及び公民館利用者への影響などを考慮する必要があることから、事業者決定後の協議事項とさせていただきます。
4		屋上遊戯場を屋上に設ける場合の要件について	児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を遵守することができる場合(耐火建築物であること、保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること、屋上施設として便所、水飲場等を設けること、防災上の観点に留意することなど)は、設けることができます。ただし、計画地については都市公園法により建築物の階数に基準が設けられているなど、他の関係法令等による基準を考慮する必要があります。
5	整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金	土地賃借料加算の有無について	賃借料ではなく占用料として取扱うため加算しないこととしております。
6		地域の余裕スペース加算の有無について	本体工事の補助基準額に加算することとしております。
7	様式第7号	認可保育園等の勤務年数に幼稚園の勤務年数は含まれるか。また、職種別の貴社・法人勤続年数は、職員の勤務形態に関わらず、職員が勤務を開始した日から算定するのでしょうか。正規のみの勤続年数の算定となる場合、非正規の勤続年数の算定はどのようになりますか。	幼稚園での勤務年数は含みません。(含まれるのは認定子ども園および小規模保育事業所のみ) 勤続年数につきましては、貴社・法人における勤続中に非常勤から正規となった場合は、非常勤としての非常勤時の勤続期間、正規としての正規時の勤続期間の二段書きで記載してください。
8	占用期間満了後の事業者負担について	占用期間終了後現状回復と記されていますが、市と事業者間における占用期間が終了し、または双方合意の上で、終了した場合においても、解体費用は事業者負担になりますか。	解体費用は事業者負担となります。
9	埋設物等の撤去等に伴う事業者負担について	地下埋設物は事業者による負担とありますが、想定以上の埋設物や埋設量が発見された場合、または埋設物撤去後の埋め戻しが発生した場合の費用については協議の場を設けることは可能でしょうか。	想定以上がどの程度なのか明記することは出来ませんが、状況によっては協議の場を設けることを検討します。